

第17回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年12月10日（木） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 検 討

■ 条例素々案について

＝ 「前文」、「総則」、「町民」、「住民投票」、「その他」について、検討を行った。

(1) 「前文」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ 「前文」については、前回は、事務局が作成した修正版を基に検討した。

今回は、前回の意見を反映させたものについて検討し、内容を決定したい。

（※ 細かな表現等について意見あり。）

今回の意見を踏まえ、事務局に修正していただき、素々案として決定したい。

(2) 「総則」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ 第3条の「まちの目標」については、前回の意見により、前文のまちのあるべき姿をより具体化させるものとして、「まちの目標」を置くということにした。条文内容は、事務局が作成した案のとおり。この内容で概ねよいと思うが。

「人権尊重」という言葉が、八頭町民に馴染みの深いものであれば、それを採用したいが、どうか。

≫ 「人権」という言葉を入れて良いと思う。

<委員長>

= では、前文と整合性をとる必要があるので、前文にも「人権尊重」を入れたい。

(3) 「町民」について

【 主な意見 】

<委員長>

= 第 12 条第 2 項と今回追加した第 3 項「町民は、まちづくりに参画しないことで、不利益を受けない。」という部分を検討したい。

第 2 項については、『「その発言や行動に責任を持つように努める」の「責任」という部分が、町民としては重責のように感じる。』という意見があったが、いかがか。

≫ 無責任な言動をされても困るので、条文としてあった方がよいと思う。

≫ 「責任」というものが条文化してあると、町民が参画するのに気後れしそうな気がする。

≫ 「まちづくりに参画する場合においては、」という前提が明記してあるので、明記した方がよいと思うが。

≫ 文字にすることで、町民が参画する気持ちが薄れてしまうのが心配される。第 3 項も「不利益を受けない」と敢えて条文化すると、町民に「不利益を受けないのであれば、参画しなくてもいい。」と思われてしまって、逆効果になる可能性があるので、無くてもいいと思う。

≫ 条文の意味合いとしては、あった方がよいと思うが、「責任を持つ」という言葉があると、特に若い方は、参画することに対して気後れすると思う。

≫ この条例は最高規範であるので、理念からいっても、規定しておいた方がよいと思う。

「自らの能力や技術を積極的に発揮し」という内容についても、「町民の能力をまちづくりに発揮してもらおう」という趣旨から考えて、とてもいいことだと思う。

<委員長>

= まちづくりへの参画というものの現状から考えても、若い人の参画が少ないという状況がある。若い人には特に参画してもらいたいため、参画しづらくなるような重い条文は避けた方が良くかもしれない。(=承認)

では、第2項の「自らの能力・・・責任を持つ」を削除し、第3項も削除したい。(=承認)

(4)「住民投票」について

【主な意見】

<委員長>

= 住民投票の署名要件については、「1/3」と「1/4」とで意見が割れている。

「1/4」の根拠は、「住民投票の成立要件が1/2以上で、仮に住民投票が実施された時に、住民投票が成立する1/2の人が投票したとすると、1/2の半分ずつである可否のそれぞれの票が1/4となるので、実施する価値がある。」というものと、「郡家地域、船岡地域、八東地域という地域単位での人口比率が、1/2：1/4：1/4であり、実施のしやすさを考慮する」という2つの理由があった。

議会や住民に対して説明するのに、それ相応の根拠が必要ということは前回も説明したところ。

≫ より実施可能な条件としては「1/4」だと思う。

≫ 一定の署名が集まれば、議会を通さずに実施するというものなので、根拠の強さからいっても、やはり「1/3」がいいと思う。

≫ 「1/4」という条件の方が実施し易くていいと思うが、根拠で考えると「1/3」に勝るものはない。自分が説明するとすれば、根拠からいって、「1/3」がいいと思う。

≫ 住民投票が実施されたとしても、その結果自体は強制力を持たないものなので、最大限尊重されるだけである。よって、町民の意思表示に止まるものなので、実施しやすい「1/4」でいいと思うが。

<委員長>

= 確かに条文的には「結果は尊重する」というものだが、事実上の効力を考えれば、結果的に、ある程度拘束力を持つものになってしまうことも考

慮しなければいけない。

「1／4」の方が賛成意見が少し多いようだが、委員長提案として、「根拠」と「議会や住民に対して理解が得られ易い」ということから、素々案としては「1／3」という条件にし、議会に対しては「委員会では、1／4という意見も多い」という説明をするということではどうか（＝承認）議会の意見や様子を伺ったうえで、また検討することになると思う。

(5) その他の条文について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ 第33条の「条例の見直し」についてはどうか？現在は、「必要に応じて」見直すこととしているが、「3年」、「4年」、「5年」など、期間を設定することもできる。町長の任期で考えれば、「4年」とすることもできる。

≫ 10年では長いし、5年が妥当だと思う。

≫ 「超えない期間」として、柔軟に対応できるようにした方がいいのではないか。

<委員長>

＝ では、「5年を超えない期間」ということで良いか。（＝承認）

4. その他

■ 今後の予定について

<委員長>

＝ 町民に対する説明や啓発のために、住民説明会を開催することになるかもしれない。そうなれば、最低でも3地域、3会場の開催が必要だと思う。その時には、この委員会としても説明することも必要だと思っており、委員の皆さんにも出席していただいて、協力をお願いすることになるかと思う。よろしくお願いしたい。

<事務局>

＝ 住民説明会を開催することになれば、当然、町長を中心として説明をする

ことになるが、委員の皆さんにご協力をいただけるのであれば、大変有難い。

<委員長>

= 一通りの素々案の検討は、今日で終了するが、議会への報告、説明をし、それを受けて、年明けからも検討することになるので、今後もよろしくお願ひしたい。

5. 閉 会

以 上。